

木津川市こども計画の策定について

1. 市町村こども計画について

令和5年4月に施行されたこども基本法において、市町村は国の「こども大綱」及び「都道府県のこども計画」を勘案した「市町村こども計画」の策定(努力義務)が位置づけられました。市町村こども計画については、以下の関係諸計画を一体のものとして策定できます。

- ① こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」
- ② 子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」
- ③ 子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ④ 次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」

2. 市町村こども計画の主な内容（構成要素）

I. 全てのこどもが持つ権利の保障と意見反映

こどもの権利の普及啓発やこどもの意見聴取・意見表明を支援し市の施策に反映させる仕組みづくり。

II. 切れ目ない支援と成育環境の整備

幼児期までの育ち・教育・保育の充実やこどもの貧困対策及びいじめ・不登校・虐待防止対策等

III. 若い世代の生活基盤の安定と結婚・子育て支援

総合的な少子化対策や結婚・妊娠・出産への支援等

IV. 計画の推進体制の確保

推進体制等

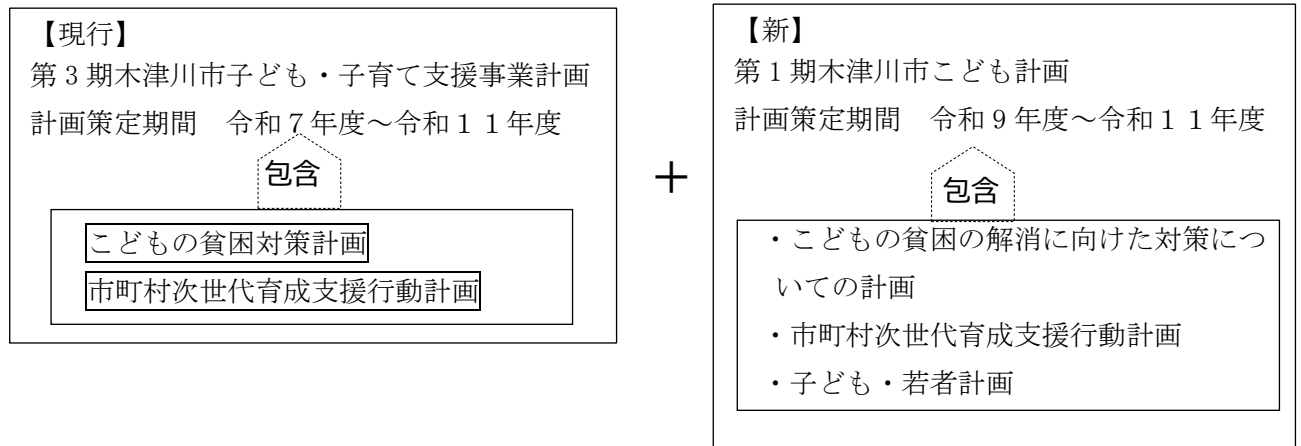
3. 本市こども計画の位置付けについて

本市では令和7年3月に「第3期木津川市子ども・子育て支援事業計画」(策定期間令和11年度末)を既に策定しており、本市こども計画については、一部関連諸計画を併せた個別計画※1として策定します。

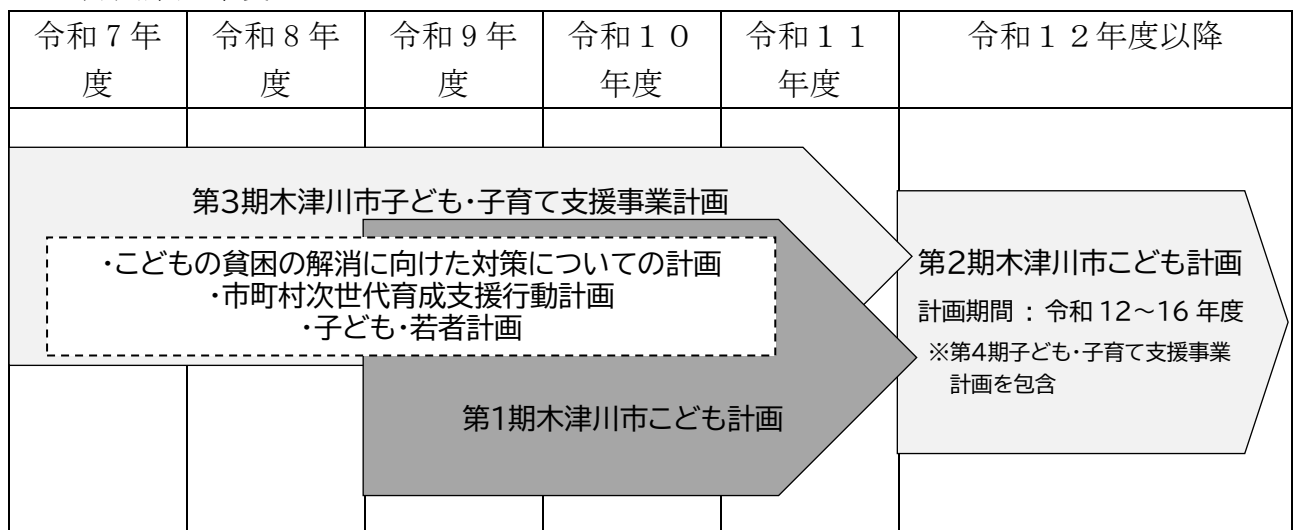
※1 「自治体こども計画のためのガイドライン」(令和6年5月こども家庭庁)において個別に計画を作成することも可能と示されています。

(参考資料)

○「子ども・子育て支援事業計画」と「こども計画」の展開イメージ



○計画策定年度



○計画策定にあたる取組

1. こども・若者の意見反映

小学生、高校生や若者から意見聴取を行うとともに、意見聴取の対象者にフィードバックを行う予定です。

【実施内容(案)】

若者会議をととしたヒアリングやワークショップ、小学生等を対象とした児童館等における意見箱の設置等

2. パブリックコメント

計画素案がまとまった後、市民から意見を公募します。